

**酒田市例規集システム構築及び保守管理等業務委託
プロポーザル要求仕様書**

酒田市総務部総務課

1. 通信環境等の基本仕様

- (1) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から認証を受けた LGWAN-ASP 方式によりサービスの提供を行うこと。
- (2) データセンターに設置するサーバは、ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能を備えたもので、不正アクセス等に対する十分な安全性が確保されたものであること。
- (3) 庁内の LGWAN 接続が可能な全ての PC 端末で、例規集データの検索・閲覧、例規の改正作業、例規の審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトウェアをインストールすることなく、次に掲げる動作環境で使用可能なシステムとすること。また、システムに同時に接続できる PC 端末の台数に制限を設けないこと。

【動作環境】

OS： Windows 10 Enterprise LTSC および Windows 11 Pro

Web ブラウザ： Microsoft Edge（Chromium 版）

※今後予定される OS、ブラウザのバージョンアップにも対応すること。

2. データセンターに係る仕様

- (1) 遵守要件
 - ・ 情報システム安全対策基準（平成 9 年 9 月 24 日通商産業省告示第 536 号）の条件を満たしていること。
 - ・ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度における認定を受けていること。
 - ・ サービス稼働率が年間平均 99%以上確保できていること。
- (2) 施設要件
 - ・ データセンターは日本国内に立地していること。
 - ・ 24 時間 365 日の稼働を実現すること（計画停止期間は除く）。
 - ・ 耐震構造基準（震度 6 の地震が発生した場合、梁／柱／耐震壁／仕上材の損傷が軽微、又はほとんどない建築構造）を確保していること。
 - ・ 防火対策を実施していること。サーバールーム内における煙感知器の装備、ガス消火器等による消火システムの採用、建築基準法に基づく避雷針機能の設置を実施していること。
 - ・ 受電設備、無停電電源装置の二重化を実施し、自家発電装置が起動するまでの間もサーバ機器等へ安定した電源供給を行い、障害発生時等における電源が確保されていること。
 - ・ 電力供給の完全バックアップを無瞬断で実現していること。
- (3) セキュリティ対策
 - ・ 有人によるビル入退室管理をしていること。

- ・技術員（保守員）が 24 時間 365 日体制で常駐していること。
- ・機器監視による物理的侵入対策、不正アクセス自動監視を 24 時間 365 日実施していること。
- ・サービスを提供するサーバは冗長化し、サーバ本体の故障時にも、他のサーバにある環境に切り替え、継続運用する高可用性を確保すること。
- ・バックアップデータはデータセンター外その他拠点（日本国内）にも保管し、万が一の障害発生時にも他拠点からデータ取得し、復旧させることができること。

3. システムの構築に係る仕様

システムの構築は、次に掲げる酒田市例規集（酒田地区広域行政組合の例規も含む。）の現行例規、廃止・失効済例規、過去原議及び改正履歴を対象とする。なお、データ移行に関しては現行の例規集システムから HTML 形式で出力したデータを取り込む方法で行うものとする。

（1）現行例規

現行例規の件数は約 1,400 件とし、未施行例規も含むものとする。

（2）廃止・失効済例規

廃止・失効済例規の件数は約 800 件とする。

（3）過去原議及び改正履歴

税関係条例や給与関係条例など、本市が Word 形式でデータを提供する例規を対象とする。

4. システムの機能に関する仕様

（1）例規検索に係る仕様

ア 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から例規を検索でき、題名検索及び全文検索に対応していること。また、様式内の字句についても検索ができること。

イ 施行時点閲覧機能

指定した年月日時点で施行されている例規が閲覧可能であること。

ウ 未施行例規閲覧機能

未施行の例規が閲覧可能であること。

エ 本文の表示・出力機能

例規本文及び原議本文を表示でき、Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロードができること。

オ 様式の表示・出力機能

様式を表示でき、Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロードができること。

カ リンク機能

条文中の法令・例規の引用箇所についてリンクが張られ、該当箇所を表示できること。

キ 全国例規集検索機能

インターネット上に公開されている全国の自治体の例規について、検索及び閲覧ができること。また、例規種別、自治体規模別及び都道府県別に応じて絞り込むことができること。

(2) 例規編集に係る仕様

ア 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要とせず、WEB ブラウザ上で条文を編集できること。

イ 改正等箇所確認・改正文生成機能

改正等を行おうとする条文を見え消し形式で編集し、改正文を自動生成することができ、生成した改正文を Word 形式又はリッチテキスト形式で出力できること。

ウ 新旧対照表作成機能

改正例規の新旧対照表を、Word 形式又はリッチテキスト形式でダウンロード及び印刷ができること。新旧対照表の形式は本市が指定する形式によること。

エ 原義生成機能

原議を自動生成することができること。

オ 条文点検機能

条文の構造、用語、配字、引用関係等について点検することができること。

カ 外部データ取り込み機能

システム外で作成した新規制定又は一部改正の例規データをシステムに取り込み、システム上で編集することができること。

キ 溶け込ませ後の条文表示機能

溶け込ませ後の条文の内容を表示できること。

ク 履歴なし修正機能

公布済の例規について軽微な誤字等が見つかった場合に、改正履歴を残さずに修正することができること。

(3) インターネット公開用データに係る仕様

ア 題名、目次体系又は五十音による検索が可能であること。

イ 公開用データは HTML 形式とし、職員が出力できること。

(4) 法令検索システムに係る仕様

ア 現行の法律・政令・府省令等を検索・閲覧できること。

イ 法令本文は、施行日単位での参照を可能とし、一つ前の施行日時点での条文を新旧対照表形式で表示できること。

- ウ 法令本文から関連する法令等へのリンク表示ができること。
- エ 法令本文から委任規定、罰則規定等の参照条文へのリンク表示ができること。
- オ 原則として、更新は週1回以上実施すること。

(5) 法令改廃情報の提供に係る仕様

- ア 法令改廃情報を、官報発行後速やかに提供できること。
- イ 制定改廃のあった公布法令の概要や例規整備情報を閲覧できること。
- ウ 法令の制定改廃の影響を受ける本市の例規を、改正対象法令名と関連付けた一覧で確認できること。
- エ 税条例等全国一律の基準で例規を改正する場合において、改正文の文例を本市に提供できること。

(6) 例規データの更新に係る仕様

- ア 市議会（年4回の定例議会及び条例の制定改廃が議決された議会）の終了後にデータ更新を行うこと。その他本市の要望に応じてデータ更新を行えること。
- イ データ更新時に本市が提供する原議についてもシステムに登載すること。
- ウ 更新データの作成及び更新は、本市が原議を提供してから原則として30日以内に完了すること。
- エ 例規の制定改廃の件数は、年間約400件とする。

5. サポート体制に係る仕様

(1) システム操作に関するサポート

- ア システム稼働前に、職員に対する操作研修を実施すること。開催の目安は、定員30人・90分の研修を4回とする。
- イ システム稼働後は、本市の要望に応じて年1回の操作研修を行うこと。開催の目安は、定員30人・90分の研修を1回とする。
- ウ システムの操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

(2) 法制執務に関するサポート

- ア 本市の要望に応じて、法制執務に関する研修を行うこと。開催の目安は、定員10人・90分の研修を1回とする。
- イ 例規の制定改廃及び法解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義の照会又は相談について対応すること。
- ウ 新たに例規を制定する際の参考事例として、他の自治体に先行事例がある場合は、当該先行事例を提供すること。

6. システム保守に係る仕様

- (1) システムは、24時間365日制限なく利用できること。ただし、システム保守等のた

めに運用停止が必要となる場合は、事前に本市に申し入れて許可を得ること。

- (2) システムの運用を停止する際は、システム上に案内文等を表示し、システム利用者に対して通知すること。
- (3) ウイルスチェックソフトウェアなどを用いて、コンピュータウイルスおよびマルウェアへの対策を実施すること。
- (4) 受託者による保守対応は市役所の営業日の業務時間内での対応とする。システムに障害が発生したときは、24 時間以内に本市に報告するとともに、迅速に障害対応を行うこと。

7. 成果物

- (1) 予定する成果品
上記仕様に合致するシステム及びこれに付随する資料（操作マニュアル等）一式。
- (2) 成果物の納入方法
データセンターに専用サーバを設置し、インストールするものとする。
- (3) 成果物納入時期
システムは令和 7 年 9 月 30 日までに納入し、令和 7 年 10 月 1 日から稼働すること。

8. 検収及び委託料の支払い

- (1) 検収
システム構築については構築完了後 2 週間以内に、システム保守管理等業務については 6 か月ごとに、委託者による成果物の検収を受けるものとする。具体的な検収方法については、委託者が別途指定する。
- (2) 支払い
委託料は 6 か月ごとに支払う。受託者は、毎年 4 月から 9 月分を 9 月末に請求し、10 月から翌年 3 月分を 3 月に請求するものとする。委託者は正当な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

9. その他

- (1) 著作権等
例規データ、システムからの出力データ及び例規集の著作権は、本市に帰属するものとする。
- (2) 秘密保持
本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外のために使用し、又は開示してはならない。また、業務遂行のために本市が提供した資料等は、紛失、毀損のないよう厳重に保管するとともに、不要となった場合には、本市と事前協議のうえ、廃棄又は本市へ返還すること。

(3) 仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者との間の協議によって定めるものとする。

以上